暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）を遵守し、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等機構が行う措置について一切の異議申立ては行いません。

記

１ 次の各号のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）でないこと。

⑴ 暴力団（暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号。第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

⑵ 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

⑶ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者

⑷ 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者

ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

２ 排除対象業者でないことを確認するため、機構が所轄の警察署へ照会することに同意すること。

３ 前項の照会に当たり、機構から役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が機構から所轄の警察署へ提出されることに同意し、速やかに提出すること。

４ 所轄の警察署の確認又は通報等により、排除対象業者に該当することが明らかになった場合、当該確認又は通報等の情報を、外郭団体等を含む姫路市関係部局が共有することに同意すること。

５ 機構と締結した契約を履行するに当たり、排除対象業者を再委託等の相手方（以下「再委託等相手方」という。）としないこと。

６ 機構と締結した契約を履行するに当たり、再委託等を行う場合は、次の各号に同意すること。

⑴ 再委託等相手方が排除対象業者に該当しないことを確認するため、機構が所轄の警察署へ照会することについて、再委託等相手方から同意を得ること。

⑵ 前号の照会に当たり、機構から再委託等相手方の役員名簿等の提出を求められたときは、当該役員名簿等が機構から所轄の警察署へ提出されることについて、再委託等相手方から同意を得た上で、役員名簿等を徴取し、速やかに機構へ提出すること。

⑶ 再委託等相手方が排除対象業者であることが判明し、機構から当該再委託等の解除その他必要な措置を講ずるよう求められた場合は、当該求めに従うこと。

７ 機構と締結した契約の履行に当たって、自ら又は再委託等相手方が、暴力団等から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、機構へ報告するとともに、所轄の警察署へ届け出ること。

（宛先）一般財団法人姫路市まちづくり振興機構　理事長

令和　　年 　　月 　　日

所在地又は住所

法人名又は屋号

代表者氏名

注：受任者が有る場合も必ず代表者が記名押印すること。